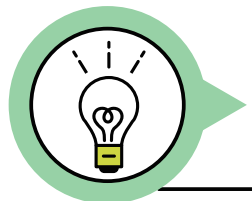


「(公的) 審査委員だよ Re:」 No.33

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師向け
オンライン資格確認未導入施設への確認調査について

令和6年12月26日時点でオンライン資格確認の利用申請を行っていない施術所等には、令和7年1月24日付（1月27日の週には届くかと思います）の状況確認書が届きます。
状況確認書が届きましたら、状況確認書「オンライン資格確認（資格確認限定型）に関するアンケート」に必要事項を記入し、短期間ではありますが、2月7日までに返信していただけますようお願いいたします。

別添

令和7年1月24日

オンライン資格確認（資格確認限定型）に関するアンケート

こちらのアンケートは柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所の方に対するアンケートです。

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）は、受領委任の取扱いのある施術所での導入が義務化されています。これから導入の準備を進められる施術所におかれては、「施術所等向け総合ポータルサイト」へのユーザー登録、利用開始申請を行っていただきますようお願いします。また、利用申請後も、ポータルサイトの運用開始日を入力いただくようお願いします。

未導入の場合は地方厚生（支）局等による個別の働きかけ等や、受領委任払いの取扱いを中止する場合があります。

一方、導入にあたって「やむを得ない事由」に該当する場合には、導入義務化の対象外となります。

- このアンケートは、オンライン資格確認を未導入の施術所を対象に、
- 「やむを得ない事由」に該当するの、
- いつ頃、オンライン資格確認の導入を想定されているか

を把握し、今後の導入に向けたスムーズなご案内や周知広報につなげるために行います。以下に添付している二次元コードより、施術所等向け総合ポータルサイトにアクセスいただき、アンケートにご回答をお願いいたします。

※施術者単位ではなく、施術所単位での回答をお願いいたします。

※令和6年12月26日時点で、オンライン資格確認の利用申請をされていない施術所に送付しております。既に利用申請がお済みの方は、ご容赦ください。

〇アンケートフォーム

https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=take_survey&type_id=d30ff2ac9343da10cc16327a7bba1092



上記フォームからの回答が難しい場合は、裏面のアンケート用紙に記入の上、下記宛先に郵送又はメールで返信してください（アンケート用紙をPDF化してメールで送付する方法も可）。

<郵送先>

郵送先：厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室
住所：〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

<メールアドレス>

suisin@mhlw.go.jp

<回答〆切>

令和7年2月7日（金）

別添

1. 施設情報について

施術所名（※1）	
施術所所在地	
登録記号番号（※2）	
メールアドレス	
直近1年間の受領委任払いの実施有無	☐ 実施している ☐ 実施していない

（※1）地方厚生（支）局又は都府県事務所に届け出・申し出ている施術所名を記入ください。
（※2）受領委任の登録に係る通知書又は受領委任の承諾に係る通知書の登録記号番号の欄に記載されている10桁の漢字又は数字を記入ください。

2. やむを得ない事由等について

受領委任を取扱う施術所では、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化されております。ただし、導入にあたって「やむを得ない事由（場合）」に該当する施術所については、義務化の対象外となります。

また、柔道整復師の施術所とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所の併設施設所においては、併設申告を行うことで、1つの端末を兼用し、双方で資格情報を閲覧する運用が可能となります。併設申告を行い、主たる施術所としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなします。

つきましては、下の①～⑥のうち、当てはまるものにチェック☑を入れてください。

☐	① 施術者が皆、高齢（※）により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難である。 （※）令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。 「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。
☐	② 施術者が皆、視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難である。
☐	③ 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である。
☐	④ 令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である。
☐	⑤ 併設の施術所であり、従たる施術所である（※）。
☐	⑥ 上記のような、やむを得ない事由はない。

（※）併設申告を行っていない場合には、申告手続きをお願いいたします。

その上で、⑥（「上記のような、やむを得ない事由はない」）を選択された方にお聞きします。

オンライン資格確認（資格確認限定型）を導入する時期はいつ頃を予定していますか。下の①～⑤のうち、当てはまるものにチェック☑を入れてください。

☐	① 導入済み
☐	② 導入予定（令和7年3月末まで）
☐	③ 導入予定（令和7年6月末まで）
☐	④ 導入予定（令和7年12月末まで）
☐	⑤ 導入予定はまだ立てていない

3. オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入について

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入にあたり、困っていることやご意見等あればお聞かせください。

CONTENTS

M1

「(公的) 審査委員だよ Re:」No.33
柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、
はり師及びきゅう師向け
オンライン資格確認未導入施設への
確認調査について

M2

「(公的) 審査委員だよ Re:」No.33
やむを得ない事由資格確認方法

M3

「(公的) 審査委員だよ Re:」No.33
導入に向けた資料

法律相談
令和7年1月度 会員動態報告書
【広告】パート募集

M4

公益社団法人 大阪府鍼灸師会
令和6年度 第5回理事会 議事メモ

受領委任払いを行う柔整あはき施術所における オンライン資格確認の導入の義務化の対象外となる 「やむを得ない(場合)事由」について

第184回社会保障審議会
医療保険部会
(令和6年11月21日) 資料3

- ・ 柔道整復師・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化となる。
- ・ 一方、以下の1から3までに記載した「やむを得ない事由(場合)」に該当する施術所については、義務化の対象外となる旨、令和6年11月6日に事務連絡を発出済。

1-1. 【柔道整復師の施術所】

施術者が皆、高齢(※1)により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

1-2. 【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】

施術者が皆、高齢(※1)又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

(※1) 令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。
「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

2. 廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合

⇒ 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である場合(具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない)

3. 受領委任の取扱いを中止する施術所である場合

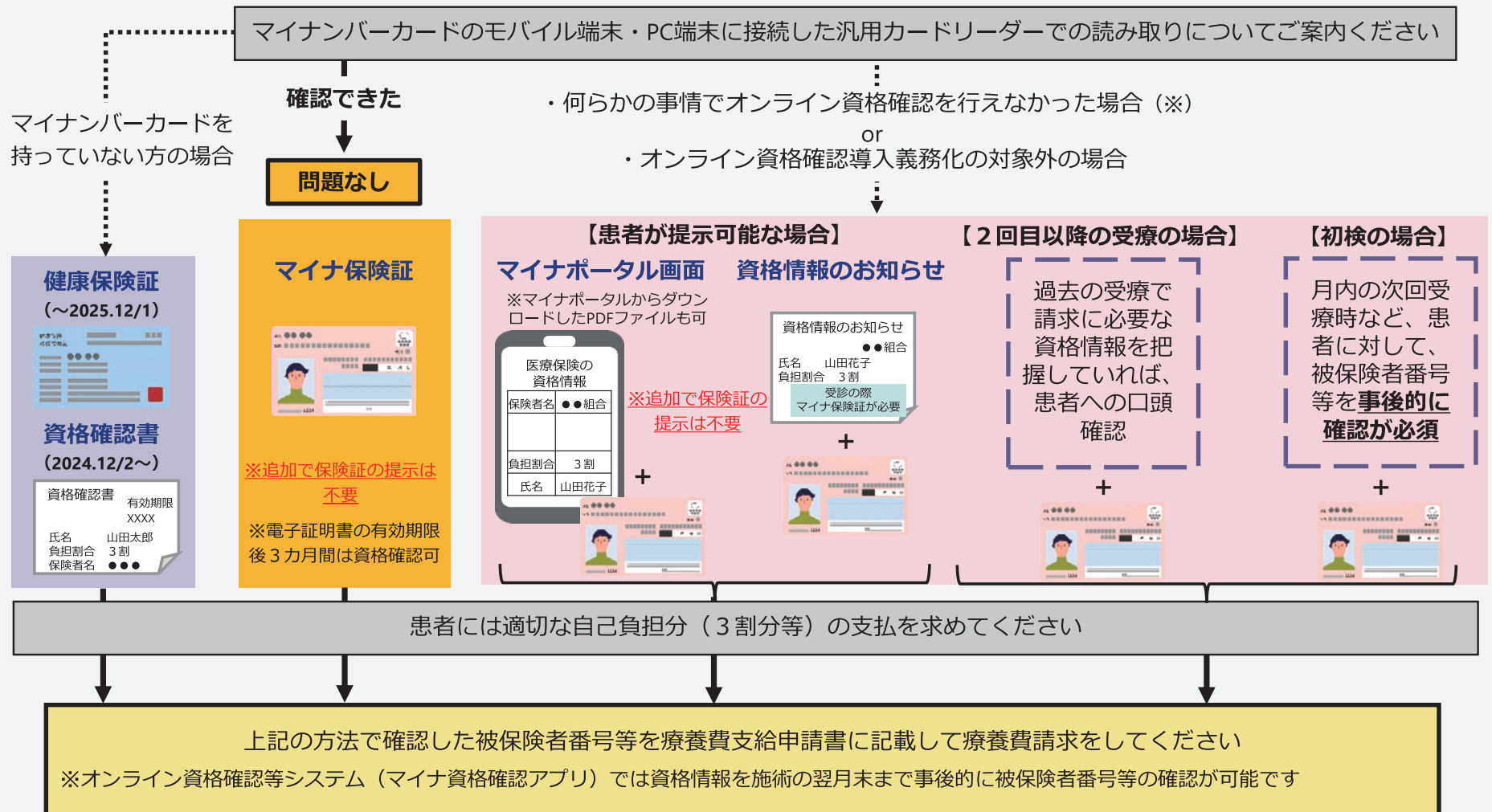
⇒ 令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である場合(具体的な中止時期が定まっていない場合は該当しない)

なお、オンライン資格確認が導入されていない施術所(※2)について、令和6年12月2日以降もオンライン資格確認が導入されていない場合には、厚生(支)局長又は都道府県知事による個別の働きかけ等を行う場合がある。

(※2) 上述の1～3に掲げる施術所を除く

受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求 (令和6年12月2日以降の取扱い)

第184回社会保障審議会
医療保険部会
(令和6年11月21日) 資料3



(※) マイナンバーカードをかざしたが「資格情報なし」・「資格(無効)」と表示された場合
モバイル端末機器等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合 等

オンライン資格確認の導入をお願いします！

マイナ保険証を基本とする制度への移行について

令和6年12月2日より、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しています。

※12月1日までに発行された健康保険証は原則として最大1年間有効です。令和7年12月1日より前に有効期限が切れる場合はその有効期限までご利用いただけます。

オンライン資格確認について

- ・マイナ保険証を利用するためには、施術所がオンライン資格確認を導入する必要があります。
- ・受領委任払いを行う柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等では令和6年12月2日以降、**オンライン資格確認（資格確認限定型）が原則義務化**となっています。
- ・「施術所等向け総合ポータルサイト」へのユーザー登録、利用開始申請を行っていただき、利用申請後も、ポータルサイトの運用開始日を入力いただくようお願いいたします。
- ・未導入の場合は厚生局等による個別の働きかけ等や、受領委任払いの取扱いを中止する場合があります。

オンライン資格確認の導入に対する財政支援等について

- ・オンライン資格確認実施のためのモバイル端末等の購入等に対して、最大4.1万円の費用補助を行います。（事業費に対し実費補助）
- ・助成金の申請は、施術所等向け総合ポータルサイトにおいて受け付けています。申請期限の**令和7年2月1日までに**申請を行ってください。
- ・また、オンライン資格確認を導入し利用登録している施術所に対して、マイナ保険証利用促進のための積極的な取組の実施を前提に、定額の協力金を支払うことを検討しています。詳細は追ってご連絡します。

ポータルサイトに今すぐアクセス！

右の二次元バーコードを読み取るか下記キーワードを検索して、アクセスしてください。

施術所等向け総合ポータルサイト 検索



裏面に続く



☎ 0800-080-4583（通話無料）

月～金 8:00～18:00
土 8:00～16:00（いずれも祝日を除く）

✉ 問い合わせフォーム

返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。※回答までに日数を要する場合があります。



マイナ資格確認アプリのセットアップについて

STEP1 ポータルサイトからアプリのセットアップに必要な情報をダウンロード

- ・利用申請後、セットアップには、端末ごとに「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報」が必要です。
- ・『施術所等向け総合ポータルサイト』にログインし、以下の手順でダウンロードします。

右の二次元バーコードを読み取るか下記キーワードを検索して、アクセスしてください。

施術所等向け総合ポータルサイト 検索



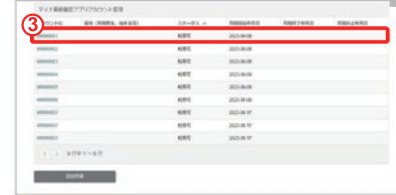
①ポータルサイトトップの「各種申請」をクリック



②申請一覧から「資格確認アカウント管理」をクリック



③利用申請した台数分のアカウントから、1つをクリック



④「添付ファイル」(.pdf)をクリックして、ダウンロード



STEP2 モバイル端末等でマイナ資格確認アプリの初期セットアップを行う

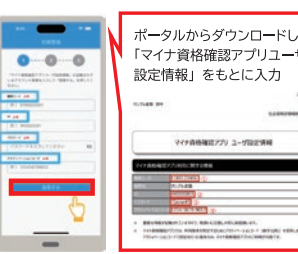
- ・オンライン資格確認を行うためのパソコンやタブレット・スマートフォンを用意してください。
- ・以下の手順で「マイナ資格確認アプリ」の初期セットアップを行います。

①App StoreやGoogle Play、Microsoft Storeより「マイナ資格確認アプリ」をダウンロード

②利用規約を確認・同意

③機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリック

④ログイン時のパスコードを入力



法律相談

大鍼会会員の方は、顧問弁護士による無料法律相談をご利用いただけます。

鍼灸業務に関する事はもちろん、個人的な日常生活でのトラブルや悩みなどもご相談いただけます。

実施日時

事前にご予約して下さい。

予約受付時間

平日の午前9時30分から午後5時30分まで

※予約時に会員である旨、地域、氏名、治療院名等をお伝え下さい。

※弁護士業務依頼には、別途料金が発生します。

利用料（費用）

無料

対象者

（公社）大阪府鍼灸師会会員

相談時間

1案件、30分以内（注）相談内容や事実の流れ等を簡潔にまとめてお聞き下さい。

水都法律事務所

緒方 雅子弁護士

TEL 06-6311-5881

令和7年1月度 会員動態報告書（敬称略）

（組織担当 北川 肇）

■正会員入会申請

（A 会員）原田正美 （B 会員）中西良子

■準会員申請（3 名）

小山要 宮賢太郎 王惊宇

■賛寿会員申請（3名）

（堺地域）澤山欣佑

（河南地域）左川清次

（河南地域）上田静生

■協賛会員申請 無し

■会員相続権申請 無し

■会員種別変更（3名）

（北地域）A→B田中輝男

（都島地域）A→B北出晴男

（河南地域）A→B井尻志郎

■登録事項変更（1名）

施術所住所・電話番号など（都島地域）北出晴男

■退会届(4名)

宇野雅能 堀田久美子 八ツ本俊子

大西マリ子

■会員復活申請（河北地域）谷山文陽

パート急募

鍼灸師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

仕事内容

施術を中心とした鍼灸師業務
マッサージ施術、機能訓練業務

※雇用期間の定め1年（原則更新）更新上限なし

給与（時給）

①午後 2000 円

（②午前 1700 円）

※試用期間3か月 1500円

時間

①15:00～17:00 又は17:30

火、金曜日の週2日勤務

（②8:30～12:00 月～土曜日）

①午後勤務は必ず②午前勤務は要相談

★残業なし

休日

日、祝休み、お盆、年末年始

※水、木、土曜日の午後は休診

待遇

交通費支給（上限20000円まで）

お気軽にお電話下さい。応募、お問い合わせはこちら

医療法人善医会 玉田整形外科

大阪市東住吉区湯里6-14-14 ☎ 06-6702-7887

令和6年度 第5回理事会 議事メモ



出席理事：堀口正剛 南 治成 久保俊仁 浅井和俊 森下輝弘 永澤至子 北川 肇
清藤直人 三宅なつえ 廣橋久美子 岩津優希 喜多伸治 吉村春生（順不同）
出席監事：浜田 暁 得本 誠
欠席：荒木善行 丹波徹二 吉野亮子 新名美恵

1. 日	時	令和6年11月17日(日) 午後10時00分～
2. 場	所	大阪府鍼灸師会会館4階会議室
3. 司	会	理 事 浅井和俊
4. 議	長	会 長 堀口正剛
5. 議事録作成	人	理 事 吉野亮子

- I. 開会の辞 理 事 久保俊仁
- II. 挨拶 会 長 堀口正剛
- III. 報 告 正副会長報告・日鍼会報告（南・荒木・新名）・委員会報告（別紙参照）
- 【正副会長報告】
- ・堀口会長
- 9/5 維新懇談会
- 9/8 吹田地域健康展
- 9/10 日本財団報告書提出
- 9/22 近畿ブロック会議
- 9/29 青年フェス
- 10/5 豊中地域会
- 10/13 明治東洋医学院法人100周年パーティー
- 10/19-20 豊中市民祭り
- 11/7 台湾全真易理鍼灸医学会 講演会（大阪）
- 11/9-10 台湾全真易理鍼灸医学会 講演会（熊本）
- 11/14 会館立替見積もり立ち会い、杉本公認会計士 打ち合わせ会議、正副会長会議
- ・久保副会長
- 9/22 近畿ブロック会議
- 11/14 正副会長会議
- 【日鍼会報告】
- ・南副会長
- 10/9 業務執行委員会（Zoom）
- 10/17 国際委員会会議
- 10/26-27 全国大会（福岡）、国際委員会シンポジウム
- 11/10 理事会
- 【委員会報告】
- 日鍼会 近畿ブロック青年委員会 鍼灸フェス報告（岩津理事）
- 9/29 若手鍼灸師・鍼灸学生のための「繋がる」鍼灸フェス 220名参加
- ・日本鍼灸師会のコラボ事業費（20万円）の活用見込み 募集時までは大阪府鍼灸師会が立替え
- ・今後、近畿ブロック青年委員会一泊研修を無くし、2年に1度今回のようなフェス形式のものを合わせて開催する方向
- IV. 議 案
- 第1号議案 会員動態（北川） 入会 福本明吉先生（再入会） ➡ 全会一致承認
- 第2号議案 パート賃金の件（浅井・森下） 現状の時間給から50円アップ ➡ 全会一致承認
- 第3号議案 資産取得資金一本化の件（浅井・森下） ➡ 全会一致承認
- 第4号議案 準会員規程の件（浅井） ➡ 全会一致承認
- 第5号議案 中間監査の件（浅井・森下） ➡ 全会一致承認
- 第6号議案 富永監事辞職の件（浅井） ➡ 全会一致承認
- 第7号議案 全日本鍼灸学会 近畿学術委員依頼の件（浅井） ➡ 全会一致承認
- 第8号議案 セイリン開業支援イベントの件（北川） ➡ 全会一致承認
- 第9号議案 普及啓発活動用テーブルクロス導入の件（三宅） ➡ 全会一致承認
- 第10号議案 普及啓発活動用ポケットティッシュ作成の件（三宅） ➡ 全会一致承認
- 第11号議案 会計規程の件（森下）
- 18条 会長が行う → 会長の指示のもと行う
- 文言修正して緒方弁護士のリールチェックを受ける ➡ 全会一致承認
- 第12号議案 理事会運営規程の件（浅井）
- 書面 → 書面（電磁的方法を含む）
- 第2条(4) 理事長 → 会長
- 第6条 法人管理委員長 → 会長
- 文言修正後緒方弁護士のリールチェックを受ける（施行は本日付） ➡ 全会一致承認
- 第13号議案 各地域 事業計画の件（浅井） ➡ 全会一致承認
- 第14号議案 その他の件
- ・日本財団能登半島災害支援金報告（堀口）別添資料参照
- 様式3③収入合計について財団に問い合わせる ➡ 保留
- ・令和7年 新年互礼会について（浅井） 予算と参加費に関して口頭で説明
- ・令和6年6月号フレッシュに掲載した『介護高齢者へのはり灸施術アンケート』の集計について吉村理事に質問（浅井）
- QRコードが回答フォームにリンクしていなかった為、再度フレッシュへの掲載要望（吉村理事）
- ➡ 12月号フレッシュに掲載することになった
- V. 閉会の辞 会長指名理事 森下輝弘

以上

